

令和元年 10 月 1 日から自転車利用者の保険加入が義務化されました！

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金

中学生の自転車に係る自転車損害賠償保険等加入費用に対し補助金を交付します。

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金とは

静岡県では「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成 31 年 3 月 26 日に公布され、自転車利用者の保険加入が令和元年 10 月 1 日から義務化されました。それに伴い、下田市では中学生が補償対象となる保険加入に係る保険料等の一部に対し、保護者からの申請に基づき補助を行います。

◎補助内容

下田市立中学校に在籍している中学生が被保険者又は被共済者となる自転車損害賠償保険等の加入費用に対して補助します。

◎補助金額

1 世帯につき、年額 1,000 円を上限として保険料等にかかる費用の 2 分の 1 を補助します。

◎申請までの流れ

＜保険加入＞ 各ご家庭で、中学生が補償対象となる自転車損害賠償保険等にご加入ください。

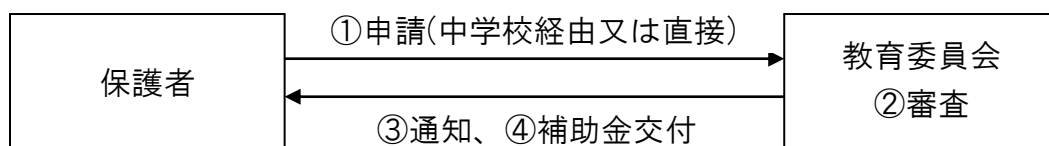
＜申請書類＞ ・ 申請書兼請求書（指定様式、様式第 1 号）
※様式は市ホームページからもダウンロードできます。
・ 保険証書の写し（又はそれに代わるもの）
※①自転車損害賠償保険等に参加していること、②被保険者名、③保険期間、④保険料支払額が記載されたものを添付してください。

＜申請先＞ 下田市立中学校に在籍の方 ⇒ 通学されている中学校
※直接、教育委員会へ申請いただいても差し支えありません。

＜申請期間＞ 令和 6 年 3 月 29 日（金）まで（土日祝日を除く）

◎補助金交付までの流れ

申請書の内容を審査の上、保護者へ通知し、指定された口座へ振り込みます。



◎問合せ先 ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

下田市教育委員会 学校教育課 TEL：0558-23-3929 FAX：0558-23-5176